



同時発表：経済産業省

令和7年10月3日
港湾局海洋・環境課

再エネ海域利用法に基づく区域整理が進展

～海洋再生可能エネルギーのさらなる利用促進に向け、新たに5区域を整理～

経済産業省及び国土交通省は、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に向け、「秋田県秋田市沖」及び「福岡県響灘沖」の2区域を新たに「有望区域」に整理するとともに、「千葉県旭市沖」、「長崎県五島市南沖(浮体)」及び「鹿児島県いちき串木野市沖」の3区域を新たに「準備区域」として整理しました。

○「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」(以下「再エネ海域利用法」という。)に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(以下「促進区域」という。)の指定について、経済産業大臣及び国土交通大臣は、対象となる区域が再エネ海域利用法第8条で定められた基準に適合する場合には、促進区域として指定することができます。

○また、「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」に基づき、経済産業省及び国土交通省は「有望区域※1」と「準備区域※2」を整理することとしており、2025年3月10日(月)から5月12日(月)にかけて都道府県から提出のあった情報等を基に、有識者による第三者委員会の意見を踏まえ、今般、新たに、「秋田県秋田市沖」及び「福岡県響灘沖」の2区域を「有望区域」として、「千葉県旭市沖」、「長崎県五島市南沖(浮体)」、及び「鹿児島県いちき串木野市沖」の3区域を「準備区域」として整理しました。

※1 有望区域

既知情報を収集した上で、国が促進区域の指定に関する可否を判断するために、協議会を通じて具体的な協議を行うべき区域

＜有望区域の要件＞

- ①促進区域の候補地があること
- ②利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること(協議会の設置が可能であること)
- ③区域指定の基準に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

※2 準備区域

有望区域の要件は満たさないものの、都道府県として、今後協議会を設置して具体的な協議を行うことを念頭に、利害関係者等との調整に着手している区域

○現状の区域の指定及び整理状況は以下のとおりです。

(1) 促進区域

- ・ 長崎県五島市沖(浮体)
- ・ 秋田県能代市・三種町・男鹿市沖
- ・ 秋田県由利本荘市沖
- ・ 千葉県銚子市沖
- ・ 秋田県八峰町・能代市沖

- ・ 秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖
- ・ 新潟県村上市・胎内市沖
- ・ 長崎県西海市江島沖
- ・ 青森県沖日本海(南側)
- ・ 山形県遊佐町沖
- ・ 北海道松前沖
- ・ 北海道檜山沖

(2) 有望区域

- ・ 北海道石狩市沖
- ・ 北海道岩字・南後志地区沖
- ・ 北海道島牧沖
- ・ 青森県沖日本海(北側)
- ・ 秋田県秋田市沖
- ・ 山形県酒田市沖
- ・ 千葉県九十九里沖
- ・ 千葉県いすみ市沖
- ・ 福岡県響灘沖

(3) 準備区域

- ・ 北海道岩字・南後志地区沖(浮体)
- ・ 北海道島牧沖(浮体)
- ・ 青森県陸奥湾
- ・ 岩手県久慈市沖(浮体)
- ・ 千葉県旭市沖【新規】
- ・ 東京都大島町沖(浮体)
- ・ 東京都新島村沖(浮体)
- ・ 東京都神津島村沖(浮体)
- ・ 東京都三宅村沖(浮体)
- ・ 東京都八丈町沖(浮体)
- ・ 富山県東部沖(浮体)
- ・ 福井県あわら市沖
- ・ 和歌山県沖(東側)
- ・ 和歌山県沖(西側・浮体)
- ・ 佐賀県唐津市沖
- ・ 長崎県五島市南沖(浮体)【新規】
- ・ 鹿児島県いちき串木野市沖【新規】

注:本プレスリリースにおける各区域の名称は、都道府県から情報提供を受けた際に、都道府県から提示されたものを基に記載しています。

【お問合せ先】 港湾局 海洋・環境課 川俣、安堵城(あんどじょう)

代表:03-5253-8111(内線 46652、46669)、03-5253-8684(直通)